

## 損害賠償請求権の混同と自賠法16条請求権

—最高裁平成元年4月20日判決を機縁として—

加 瀬 幸 喜

(大東文化大学法学部助教授)

### I はじめに

民法520条は、債権の消滅原因の1つである混同について規定するが、民法の規定の中で、この規定ほど関心を集めることの少ない規定はないのではないだろうか。混同に対する関心の低さは、これに関する研究論文がほとんど見うけられないことによって証明される(注釈民法(有斐閣)では、一般にその規定を研究した文献の紹介がなされているが、混同について解説する同書(12)506頁(石田喜久夫執筆)には、文献の紹介がまったくなされていない)。また、講義においても、混同について触れることは珍しいのではないだろうか。債権総論の教科書において混同を説明する箇所は、わずかに数行である(例えば、平井宜雄『債権総論』によると、同書全272頁中混同を記述する部分は、4行である〈同書・176頁〉)。

このように混同はいわば忘れられた規定であるが、しかし、これから紹介する判例においては、その混同が脚光を浴び主役を演じたのである。

### II 最高裁第1小法廷平成元年4月20日判決

#### (1) 事実の概要

訴外Aは、自分の所有する自動車に訴外B(Aの妻)および訴外C(Aの子供)を同乗させて運転中、誤って同自動車を海に転落させ、そのためA、BおよびCは、死亡した(同時死亡)。Aの子供であり、かつCの母の異母姉妹であるX<sub>1</sub>およびX<sub>2</sub>(以下、Xらという)は、Cの相続人として、本件事故自動車の自賠責保険を引き受けていたY保険会社に対し、自賠法16条の1項に基づき直接請求を行い、Cの死亡による損害賠償額として、金2000万円の支払を請求した。

これに対して、Y保険会社は、次の理由に基づき、Xらの請求を拒絶した。すなわち、Xらは、被害者Cの相続人であると同時に、加害者Aの相続人でもあるから、Xらは、CのAに対する損害賠償請求権とAのCに対する損害賠償債務の双方を相続し、したがって、Xらの損害賠償債権は混同により消滅している。

そこで、Xらは、本件訴訟を提起した。Xらは、混同の規定は、損害賠償債権の相続の場合には適用されないと解すべきである旨を主張し、主位的請求として自賠法16条の1項所定の直接請求権の行使による損害賠償額の支払を求めた。また、Xらは、自賠法15条が規定する「自己が支払をした」とは弁済のみを指すのではなく、被保険者の被害者に対する損害賠償債務の消滅事由のすべてを含んでいると解すべきであり、混同による消滅もその1つであると主張して、予備的請求として自賠法15条に基づく保険金の支払を請求した。

なお、相続人が相続放棄を申述した場合には（民法915条1項）、混同の問題は生じない。しかし、本件においては、Xらは、所定期間内にAの相続放棄を申述しなかった。その理由は、Xらの主張によると、Y保険会社が、保険金の支払を請求したXらに対して、追加保険料の支払を請求するなど、あたかも保険金を支払うかのように対応したことにある。Xらは、本件訴訟において、Y保険会社のこの対応は禁反言の法理または信義誠実の原則に違反する旨を主張するが、この主張は採用されていない。

## (2) 裁判の経過

### ① 1審および2審の判決

1審である札幌地裁昭和59年1月27日判決(判例時報1121号82頁)、および2審である札幌高裁昭和59年11月29日判決(判例タイムズ548号232頁)は、ともに原告の敗訴である。判決理由は、両判決とも同一の趣旨であるから、ここでは1審判決の判決理由を紹介する。

i) 損害賠償債権の混同による消滅について 「損害賠償債権の相続が〔民法520条但書の〕例外に当たらないことは明らかであり、仮に、同条の趣旨を考慮して例外を広く認めることに努めるべきであるとの立場に立つとしても、損害賠償債権の相続につき混同の規定の適用を排除すべき格別の理由は存しないものというべきである。」

ii) 自賠法16条について 「自賠責保険は、本来、加害者である被保険者が負担した損害賠償責任を填補することを目的とする責任保険であり、自賠法16条の1項に基づく被害者の保険会社に対する直接請求権は、被害者が被保険者に対して同法3条に基づく損害賠償債権を有する場合に、被害者に対する迅速な保護救済を計るという見地から、保険会社に対しても直接に損害賠償債権を行使することを許すというものであるから、被害者の被保険者に対する損害賠償債権が消滅した場合には、被害者は、保険会社に対し、同法16条1項に基づく直接請求を行使するに由ないものというべきである。」

iii) 自賠法15条について 「自賠法15条に基づく被保険者の保険金請求権は、被保険者の被害者に対する賠償金の支払を停止条件とする債権であるところ、自賠責保険は、前述のとおり、被害者に対し損害賠償債務を負うことによって被る被保険者の現実の損害を填補することを目的とするものであるから、右の支払とは、被保険者が被害者に対して自己

の出捐によって損害賠償債務の全部又は一部を消滅させたことを指し、混同による損害賠償債務の消滅は、右の支払に当たらないものと解するのが相当である。」

## ② 上告理由

Xらの主張する上告理由を要約すると、次のとおりである。i) 親族間事故の損害賠償請求権を相続した場合には、一般に、民法520条但書を適用し、具体的事例における不合理な請求についてのみ、権利濫用の法理を適用することが一般的解釈方法として合理的である。ii) 一般に被害者の直接請求権は、この発生のみならず消滅についても被保険者に対する損害賠償請求権に強い附従性を有するが、保険法理にしたがう限り、自賠法16条所定の直接請求権は、同条1項によりその発生が、同条2項によりその消滅が規定されているのであるから、この直接請求権の消滅を論じる場合は、単に損害賠償請求権の消滅という一事によって判断するのではなく、自賠法16条2項の要件の充足を待たなければならない。iii) 自賠法15条の「自己が支払をした」の意義は、被保険者の損害賠償債務の消滅一般を指すものであるから、混同による消滅もそれに含まれる。

## ③ 最高裁第1小法廷平成元年4月20日判決 (判例時報1314号54頁)

判旨 上告棄却。i) 自賠法16条について 自賠法「3条による被害者の保有者に対する損害賠償債権及び保有者の被害者に対する損害賠償債務が同一人に帰したときには、自賠法16条1項に基づく被害者の保険会社に対する損害賠償額の支払請求権は消滅するものと解するのが相当である。けだし、自賠法3条の損害賠償債権についても民法520条本文が適用されるから、右債権及び債務が同一人に帰したときには、混同により右債権は消滅することになるが、一方、自動車損害賠償責任保険は、保有者が被害者に対して損害賠償責任を負担することによって被る損害を填補することを目的とする責任保険であるところ、被害者及び保有者双方の利便のための補助的手段として、自賠法16条1項に基づき、被害者は保険会社に対して直接損害賠償額の支払を請求し得るものとしているのであって、その趣旨にかんがみると、この直接請求権の成立には、自賠法3条による被害者の保有者に対する損害賠償債権が成立していることが要件となっており、また、右損害賠償債権が消滅すれば、右直接請求権も消滅するものと解するのが相当である。」

ii) 自賠法15条について 「自賠法15条にいう『自己が支払をした』とは、自動車損害賠償責任保険の被保険者が自己の出捐によって損害賠償債務を全部又は一部消滅させたことを意味し、混同によって損害賠償債務が消滅した場合は、これに該当しないものと解するのが相当である。」

### Ⅲ 研究

#### 1 問題の所在

本問題の出発点は、両親が死亡し経済的にも困難な状況に置かれた子供が、なぜ保険保護をうけることができないかということにある。この不合理性は、片親が生き残った場合と比較すると、一層鮮明になる。すなわち、保有者である父（夫）が運転する自動車に母（妻）が同乗中、父の過失により事故が発生し、母が死亡し父は生存している場合、子供は、母が父に対して有する損害賠償債権の $\frac{1}{2}$ と自分が父に対して有する損害賠償債権に基づいて保険金を取得することができる。しかし、本事例の場合には、子供は保険金を取得することができない。

この不合理な結論を回避するための理論構成には、次の2つの方法がある。その1つは、損害賠償請求権について混同による消滅が生じないと解することである。他の1つは、混同による消滅を肯定した上で、自賠法16条1項が規定する直接請求権の法的性質を、損害賠償請求権とは異なる請求権と解することにより、被害者の相続人に保険保護を付与する方法である。これらの論点について、順次検討する。

#### 2 自賠法3条所定の賠償請求権の混同による消滅

##### (1) 裁判例

裁判例は、大阪地裁堺支部昭和47年8月31日判決（交通民集5巻4号1195頁）を除き、自賠法3条による請求権についても混同により消滅すると解している（山口幸雄「損害賠償請求権の混同」判例タイムズ627号39頁）。判決理由は、本件最高裁判決と同一の趣旨である。すなわち、損害賠償債権と損害賠償債務との双方が同一人に帰属した以上、損害賠償債権は混同により消滅すると解することにある。自賠法16条1項に基づく直接請求権が認められることを理由に混同による消滅を否定する主張に対しては、次の理由によりこれを採用することができない旨を判示する。すなわち、自賠責保険は、保有者（被保険者・加害者）が被害者に対して賠償責任を負担したことにより被る損害を填補することを目的とする責任保険であるから、16条1項の請求権は、被害者が被保険者に対して3条請求権を有することが前提であると解する。なお、混同による消滅を否定する前記大阪地裁堺支部判決は、その論拠を明らかにしていない。

##### (2) 学説

民法520条但書は、その権利が第三者の権利の目的たるときは、混同による消滅が生じない旨を規定するが、通説は、例外として、証券化した債権、債権・債務の帰属する財産が分離独立している場合など、債権を存続させることに経済的にまたは法律上意味がある場合には、混同を生じても債権は消滅しないと解している（前掲・注釈民法508頁）。

①否定説：多数説 本事例について、否定説は、債権を存続させることに経済的にまたは法律上意味がある場合と解している。例えば、a) 自賠法3条請求権は、原則として責任保険に裏打ちされた債権であり、被害者に現実的救済を与えるから、これを存続させる経済的意味がある（尾上和宜「自賠法3条請求権の相続と混同」判例タイムズ591号27頁）、b) この場合は、債権・債務の帰属する財産が分離独立している場合に該当する（矢吹徹雄「親族間不法行為による自賠法16条による直接請求権と損害賠償債務の相続による混同」法学38巻1号97頁）と解するのである。また、本事例の場合には、混同が生じていないと解する説がある。その論拠は、加害者の損害賠償債務は16条1項の請求権の前提になっているにすぎず、現実の債務は保険会社に帰属していると解することにある（野村好弘「親族間の損害賠償債務の相続と混同」交通民集3巻索引・解説号313頁）。

②肯定説：少数説 他方、混同による消滅を肯定する少数説がある。その論拠は、本事例は、混同による債権の消滅が生じない例外に該当しないと解することにある（児玉康夫「交通事故にもとづく損害賠償請求権の相続による混同と自賠法16条1項の直接請求権」判例タイムズ583号32頁，同旨，山口・前掲39頁）。

### (3) 検討

本事例を例外に該当すると解することは、やはり無理であろう。すなわち、本事例が証券化された債権でないことは明らかである。自賠法3条に基づく債権・債務が同一人に帰属した以上、経済的にも法律上もこの債権・債務を存続させておくべき意味はない。また、債権・債務の帰属する財産が分離独立していると解することもできないからである（児玉・前掲33頁）。

たしかに、多数説が被害者の救済を図るために混同による消滅を否定する趣旨は理解することができる。しかし、その解釈が、否定説自身自認しているように、「自賠責保険の実質的機能である損害保険的機能＝被害者救済機能を発揮させるためのやむを得ない解釈技術」（矢吹・前掲97頁）であるので、否定説を採用することは無理である。そこで、混同による消滅を肯定しながら、他方被害者の救済を図る方法として、自賠法16条1項の直接請求権の法的性質を検討する必要がある。

## 2 自賠法16条1項の直接請求権の法的性質

### (1) 学説および判例

自賠法16条1項の直接請求権の法的性質については、大別して、3説が鼎立している。すなわち、保険金請求権説、損害賠償請求権説および法定の特別請求権説である。

① 学説 i) 保険金請求権説 この説は、自賠法16条1項の直接請求権を加害者が保険者に対して有する保険金請求権またはそれに準じる権利と解する説である。この見解に

は、被害者を責任保険における被保険者として位置づける立場（西島梅治『責任保険法の研究』259頁）、および加害者である被保険者の権利を被害者が代位取得するとする立場（例えば、商法667条）がある。

ii) 損害賠償請求権説 この説は、自賠法16条1項の直接請求権を被害者が被保険者（加害者）に対して有する不法行為に基づく損害賠償請求権またはそれに準じる権利と解する説である。この見解には、次の2つの説がある。a) 責任保険における給付の内容を被保険者の責任免脱と捉え、その効果により保険者が賠償義務を肩代わりすると解する説である（西島梅治・商法（保険・海商）判例百選57頁、倉沢康一郎「自動車責任保険における被害者直接請求権の法的性質」法学研究57巻6号12頁）。b) 本直接請求権の本質を、被害者が保険者に対して有する損害賠償〔額支払〕請求権と解し、この権利は、被害者の加害者に対する損害賠償請求権の迅速な実現を可能ならしめることにより被害者の保護を図るために認められたものとする説である（鴻常夫・交通事故判例百選〈第2版〉159頁）。

iii) 法定の特別請求権説 この説は、自賠法16条1項の直接請求権をこの規定に基づいて認められる独自の損害賠償額についての請求権と解する（田辺康平「自賠責保険の直接請求権と保険金請求権」新損害保険双書2巻39頁、金沢理『交通事故と保険給付』52頁）。

② 判例 最高裁昭和39年5月21日判決（民集18巻4号583頁）は、自賠法16条1項の直接請求権を被害者および加害者双方の利便のための補助手段として認められた損害賠償請求権と解し、被害者の加害に対する賠償請求権と被害者の直接請求権との関係については、両請求権は別個独立のものとして併存すると判示した。また、最高裁昭和57年1月19日判決（民集36巻1号1頁）は、自賠法16条1項の直接請求権は「被害者が保険会社に対して有する損害賠償請求権であって、保有者の保険金請求権の変形ないしはそれに準ずる権利ではない」と判示した。したがって、最高裁は、本直接請求権を、加害者に対する賠償請求権および保険金請求権の双方と異なる第三の請求権と把握していると解することができる（西島梅治「時の判例」法学教室21号86頁）。

## (2) 検討

①保険金請求権説については、前記最高裁昭和57年1月19日判決が明確に否定する。しかも、このことは、自賠法の規定からも明らかである。すなわち、自賠法は、免責事由(14条)、告知義務違反による解除(21条)等について、その効力を被害者については遮断しているからである。

②損害賠償請求権説においては、自賠法3条の賠償請求権と同法16条の1項の直接請求権とが、別個独立の権利として併存する。前者が消滅した場合、いかなる理由によって後者が消滅するのだろうか。本件最高裁判決は、直接請求権を補助的手段と位置づけ、賠償

請求権が消滅した場合には、当然に直接請求権は消滅すると解している。しかし、この理論構成には疑問がある。自賠法が直接請求権を法定している以上、自賠責保険免脱型の責任保険であることは、明らかである。そうであるならば、直接請求権の行使の方が主要な手段なのではないだろうか。

③特別請求権説は、損害賠償金支払請求権と解する（損害賠償請求権ではないことに注意されたい）。別個独立の権利である自賠法3条の賠償請求権と同法16条の1項の直接請求権について、前者が消滅した場合後者が消滅するとの結論を導くためには、両者間に連帯保証または連帯債務の関係が存在することを論証しなければならない（児玉・前掲34頁）。

i) 連帯保証 両者が連帯保証の関係にある場合には、保有者と保険会社との間に求償関係が認められるはずであるが、自賠法にはその趣旨の規定は存在しない（自賠法15条に基づく保有者の保険者に対する填補請求は、本問題とまったく性格を異にする）。

ii) 連帯債務 保有者・保険会社間においては、主観的な共同関係が存在しないから、自賠法3条による債務と同法16条1項による債務との関係は、不真正連帯債務である（例えば、奥田昌道『債権総論（下）』372頁は、他人の家屋を焼失させた者の賠償責任と火災保険会社の填補義務とを不真正連帯債務の事例として掲げる）。不真正連帯債務は、債権を満足させる事由（弁済・代物弁済・供託・相殺）以外の事由は、すべて相対的効力をもつにすぎないから（奥田・前掲375頁）、前者が混同により消滅しても、後者は存続していると解することができる（児玉・前掲35頁）。

### III むすびにかえて

本稿は、文字どおりの覚書きにすぎないので、未検討の論点が残されている。特に、本件札幌地裁判決も指摘するように、自賠法16条1項所定の直接請求権の存続を認めた場合、保有者（加害者）が生存しこの者が被害者の権利を相続したときは、どうすべきかという問題は、重要な論点である。いずれ機会をえて検討しようと考えている。

(1990年1月30日脱稿)